白保育第４８号

令和２年５月２５日

白井市内保育施設に児童が在籍する

保護者の勤務先事業者の事業主様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　白井市長　笠井喜久雄

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市内保育所等の登園自粛要請

について

　日頃より、白井市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受け、保育所5月31日まで市内保育園等を臨時休園としております。今後、緊急事態宣言の解除がされない場合においては、解除されるまで臨時休園の対応を継続いたしますが、5月中に緊急事態宣言の解除があった場合も、集団保育においては、感染の危険が未だに高い状況であることから、保育所利用保護者に対し、6月1日から6月30日まで、登園自粛の要請を行います。

　つきましては、子どもたちやその家族、そして市民の健康と命を守るため、事業者の皆様におかれましては、当市保育施設に在籍する児童の保護者の勤務について、家庭での保育が可能となるよう、休暇の取得、勤務の特例等に、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

【白井市内保育園等における臨時休園期間】

令和２年４月２３日（木）から５月３１日（日）

※緊急事態宣言が継続された場合は６月以降も臨時休園となります。

【白井市内保育園等における登園自粛要請期間】

令和２年６月１日（月）から６月３０日(火)

※５月中に緊急事態宣言が解除された場合です。

【対象施設】

認定保育所、認定こども園、小規模保育所

担当　白井市健康子ども部保育課

電話　047-497-3488

e-mail hoiku@city.shiroi.chiba.jp